

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第12号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例（平成12年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38

条第1項第1号に掲げる者 33,306円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 50,142円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,508円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,220円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,200円

第2条第1項第6号中「91,200円」を「87,840円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「102,600円」を「98,820円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「125,400円」を「120,780円」に改め、同号イ中「第39条

第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「140,600円」を「135,420円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「152,000円」を「146,400円」に改め、同号ア中「620万円未満」を「520万円未満」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は次号イ」を「、次号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「159,600円」を「153,720円」に改め、同号ア中「820万円未満」を「620万円未満」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 168,360円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第1項に次の1号を加える。

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 175,680円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,800円」を「20,862円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,800円」を「20,862円」に、「38,000円」を「35,502円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,800円」を「20,862円」に、「53,200円」を「50,142円」に改める。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第6号から第11号まで」を「第38条第1項第1号から第12号」に改める。

第15条第1項及び第2項中「前4条」を「第11条から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。